

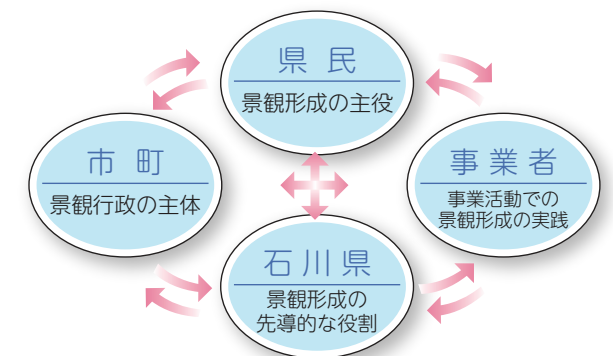
いしかわの魅力ある景観を次世代に継承

石川県は、美しい景観づくりのため、従来の「景観条例」と「屋外広告物条例」を一本化し、新たに「いしかわ景観総合条例」を制定しました。

この「いしかわ景観総合条例」により、白山や加賀・能登の海岸などの自然景観をはじめ、のどかな里山や田園、落ち着いた風情の伝統的街並みなど、いしかわの魅力ある景観を県民の皆さんのご協力をいただきながら保全・創出し、次世代に継承していくとともに、快適な生活環境や地域の活性化、交流人口の拡大を実現します。

各主体の責務

景観形成に関わる主体の役割を確認し、県民ぐるみの景観づくりに取り組みます。



いしかわ景観総合条例の制定

H20.7.1 公布 H21.1.1 施行

石川県景観条例 (H5)

石川県屋外広告物条例 (S39)

景観法の制定 (H16)

2つの条例を
一本化 (全国初)

総合的な景観づくりの推進

「いしかわ景観総合条例」では、次のような施策を展開します。

主な景観施策

市町を超えた、**広域的な景観づくり**を推進します
地域特性に応じて規制・誘導します

良好な**眺望景観**を保全します

景観に配慮した**屋外広告物施策**を推進します

里山景観等を保全再生します

新たな景観形成手法を導入します

官民協働の推進体制を強化します

具体的な取り組み

いしかわ景観総合計画の策定
ゾーニング(地域)指定による段階的な規制

白山、七尾湾の眺望景観保全

建築物と屋外広告物の規制を整合
屋外広告物を含めた景観の一体的整備
景観や環境に配慮した広告物「エコサイン」の推奨

里山や田園景観等の保全再生

公共事業景観形成ガイドラインの策定
景観アセスメント制度の導入

景観アドバイザーの委嘱
景観づくりリーダーの育成
景観協議会の設置支援

いしかわ景観総合条例

美しい景観を未来へ

里山 (春蘭の里)

眺望 (木場湯からの白山)

まちなみ (金沢ひがし茶屋街)

沿道 (サルビアロード)

県土全体の景観づくり

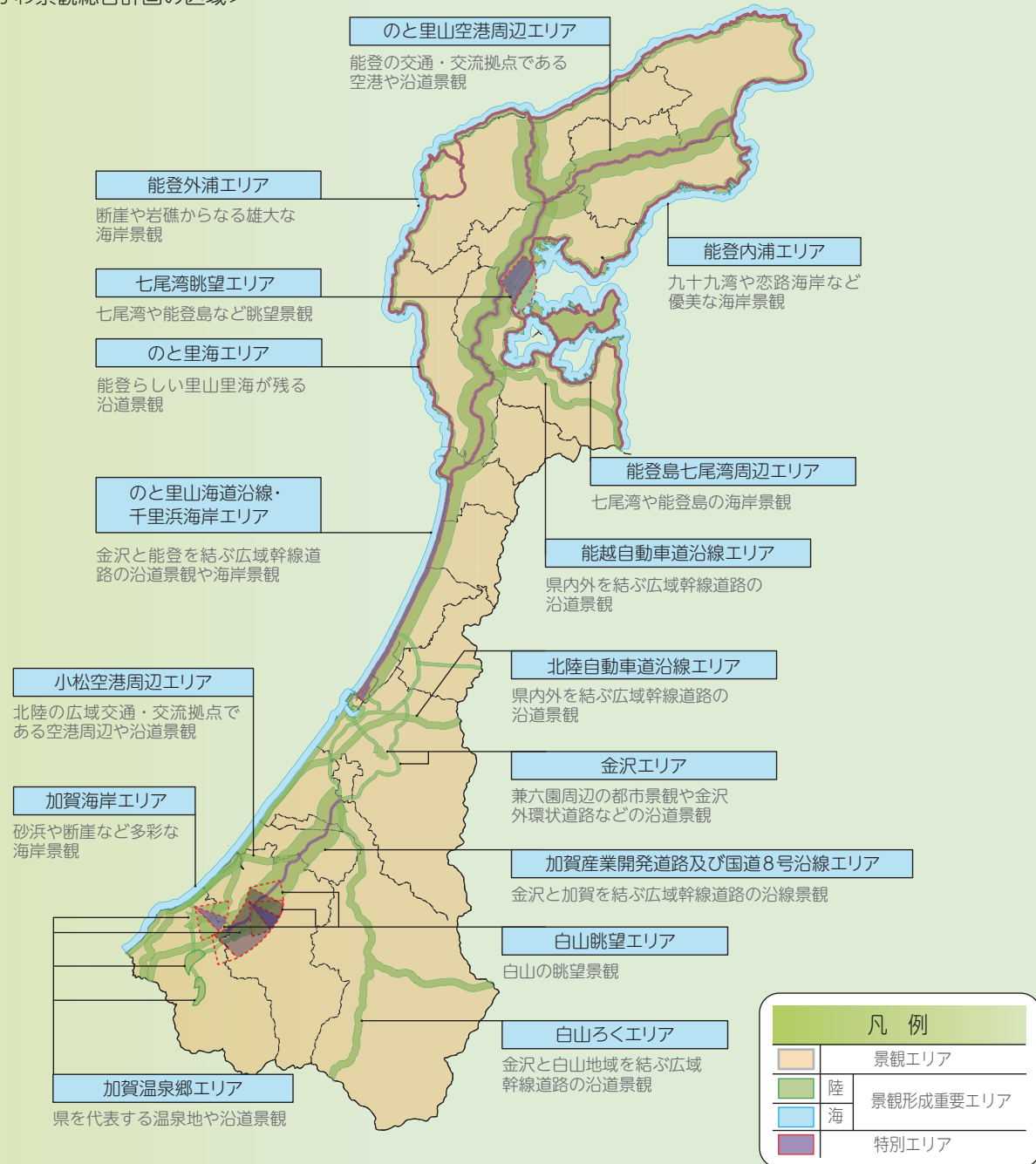
- 県土全体の景観形成の指針となる「いしかわ景観総合計画」を策定しました。当該計画に基づき景観計画、眺望計画を策定することで、市町を超えた広域的な景観づくりを推進します。

● 県土全体の指針

いしかわ景観総合計画 H20.7策定（H27.3一部変更）

県全域を「景観エリア」、広域的・連続的景観や眺望景観、文化的な景観、交流拠点景観などの地域を「景観形成重要エリア」、建築物等の影響が特に大きな地域を「特別エリア」にゾーニング指定することにより、地域特性に応じた景観形成を図ります。

<いしかわ景観総合計画の区域>



● 個別計画

景観計画	県	石川県景観計画 を策定(下記以外：H21.1 施行)
	市町 (景観行政団体)	各市町で景観計画 を策定(金沢市、輪島市、七尾市、白山市、小松市、加賀市)
眺望計画	県	石川県眺望計画 を策定(H21.1 施行)

その他の景観施策

エコサインの導入促進

屋外広告物による景観の形成を推進するため、エコサイン（景観や環境に配慮した広告物）の設置を推奨、支援します。



地域素材の活用・集合化



リサイクル素材の活用

景観影響評価（アセスメント）制度の導入

景観に大きな影響を及ぼす高さが60mを超える建築物等については、あらかじめ景観影響評価を実施することが義務づけられます。

公共事業景観形成ガイドラインの策定

県が先導的に公共事業による良好な景観の創出を図ります。県事業だけでなく、国や市町にもガイドラインの適用を働きかけます。

官民協働の推進体制

地域からの要請に応じて指導や助言を行う景観アドバイザー制度、地域の景観形成を推進する景観づくりリーダーの育成など景観形成のための官民協働の取組を推進します。

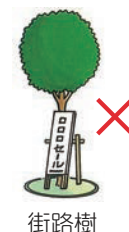
屋外広告物を表示するルール

景観に対し大きな影響を与える屋外広告物についても、建築物等との一体的な景観形成に取り組みます。

- 一定規模を超える広告物を表示する場合には、原則として許可が必要です。



- 「禁止物件」である街路樹や道路標識などには、広告物を表示できません。また、電柱などには、はり紙や立看板などを表示できません。



街路樹

- 景観に関する地域指定と屋外広告物の規制地域の整合による一体的な景観形成に努めます。

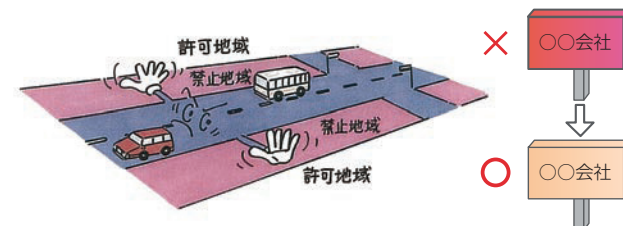
景観形成
重要エリア



屋外広告物
禁止区域

屋外広告物とは

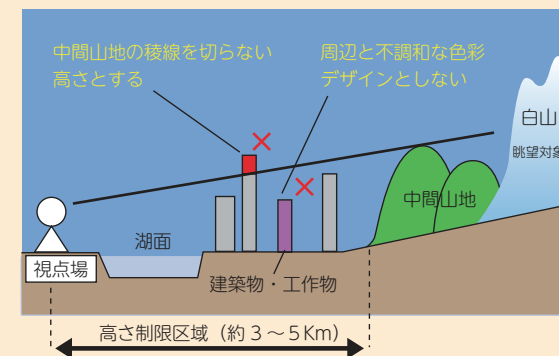
常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告塔、広告板、看板、広告幕、広告旗、アドバルーン、はり紙、はり札、立看板などをいいます。商業広告だけでなく、営利を目的としないものやシンボルマークなども含まれます。



いしかわ景観総合条例、各計画の詳細は、下記のホームページで閲覧できます。
<http://www.pref.ishikawa.jp/toshi/keikan/index.htm>

お問合せ先：石川県土木部景観形成推進室
 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL:076-225-1759 FAX:076-225-1760
 mail:toshikei@pref.ishikawa.lg.jp



各種地域指定による建築物等の基準の内容(主なもの)

景観形成重要地域や眺望景観保全地域等における建築物や工作物の新築等については、「位置・規模」「形態・意匠」「色彩」「材料」など、開発行為については、「盛土・切土」「のり面」などの項目で景観形成に関する基準を定めています。

大規模な建築物等の景観形成基準のイメージ

屋外設備
外壁や屋上の設備は露出しないように努め、色彩など建物と一体化する



敷地内の緑
できるだけ緑化に努め、生け垣等を設けて植栽する

材料
周辺景観と調和した材料を使用する

色彩
落ちついた色調を基調とし、周辺環境に調和させる
(色彩の基準を参照)



屋根
勾配屋根とするなど周囲と調和のとれた形態とする

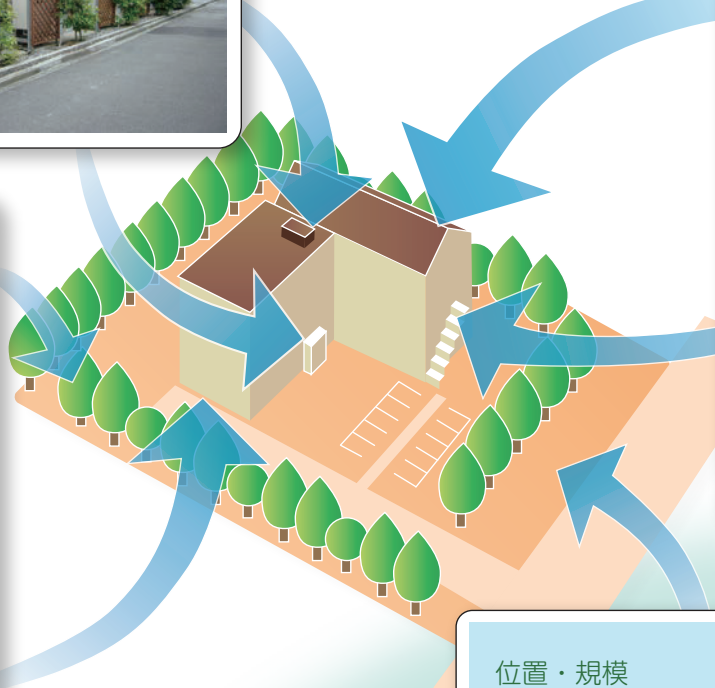
壁面
長大な壁面はできるだけ避け周囲に圧迫感を与えない

屋外付帯施設
屋外階段、ベランダ等は本体と一体化する等、まとまりのある形態とする



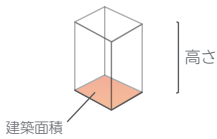
位置・規模
海山や周辺の街並みとの調和に配慮する
セットバックなどによりゆとりと潤いのある空間を創出する





届出が必要な行為

それぞれの地域に応じて、以下の規模に該当する建築物や工作物の新築・増改築等や、開発行為を行う場合は届出が必要となります。

届 出 対 象						
区 域		建築物の建築等		工作物の建設等		開発行為
		建築面積	高さ	高さ	築造面積	開発面積
景観計画区域		1,000㎡超	13m 超	13m 超		10,000㎡超
景観形成重要地域または眺望景観保全地域		500㎡超				
特別地域		200㎡超	10m 超	10m 超		3,000㎡超
景観形成重点地区	春蘭の里	10㎡超		1.5m 超		300㎡超
	奥のと里海 日置			5m 超	50㎡超	
	神子原			1.5m 超	50㎡超	
面積と高さのイメージ図						

色彩の基準

次に示す地域における建築物等の色彩は、マンセル値*を用い、表の範囲とします。

			色相 (色あい)	明度 (明るさ)	彩度 (鮮やかさ)
景観形成重要地域 眺望景観保全地域			全色相	8.5 以下	6 以下
特別地域			0.1R ~ 5Y	3 ~ 8.5	6 以下
			5.1Y ~ 10Y		4 以下
			その他		2 以下
うち のと里海地域 (郊外部)	屋 根	外 壁	全色相	5 以下	1 以下
			2.6R ~ 5YR	3 ~ 7	6 以下
			0.1R ~ 2.5R 5.1YR ~ 10YR		4 以下
			その他		2 以下

*マンセル値とは、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つの属性である「色相 (色あい)」「明度 (明るさ)」「彩度 (鮮やかさ)」を組み合わせる記号です。
例：■ 色相5R、明度5、彩度10

基準の例

